

千葉県報

定例
令和8年3月3日

第14122号

報 葉 県

千

令和8年3月3日(火曜日)

主 要 目 次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意の認定	一
○ 漁船災害等補償法に基づく付保義務の消滅	一
公 告	
○ 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等	二
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(五件)	二
○ 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更	四
○ 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	五
○ 令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	五
特定調達公告	
○ 入札公告	六
○ 入札公告の取消し	六
○ 落札者等の公告(三件)	六

告

示

千葉県告示第百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区についての特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による規約の設定の義務は、令和八年三月十日から発生する。

令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

その一

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 千倉東部加入区

その二

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 川口加入区

その三

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 忽戸加入区

その四

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 平館加入区

その五

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 千倉加入区

その六

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 白子瀬戸加入区

その七

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 江見加入区

その八

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 吉浦加入区

その九

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 太夫崎加入区

その十

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 天面加入区

その十一

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 太海浜加入区

その十二

漁業の種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 鴨川加入区

千葉県告示第百九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和四年三月二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和八年三月一日付けで消滅した。

令和八年三月三日

御宿町加入区

千葉県知事 熊谷 俊人

公 告

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、HSE株式会社から発用電気工作物の設置(仮称)銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

HSE株式会社 取締役社長 石田桂 茨城県日立市幸町三丁目二番二号

二 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称)銚子西風力発電事業 発用電気工作物の設置 発電出力最大二万五千五百六十キロワット

三 対象事業実施区域

銚子市高田町、船木町、正明寺町、富川町、野尻町、森戸町及び猿田町の各一部

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

銚子市及び旭市

五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

1 縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課並びに銚子市企画課、銚子市役所豊里出張所及び銚子市役所豊岡出張所並びに旭市環境課

2 縦覧期間

令和八年三月三日から四月一日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限

令和八年四月十六日(郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。)

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

(一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和八年三月十四日(土曜日) 午前十時から正午まで	銚子スポーツタウン(銚子市野尻町一、六〇〇番地)
令和八年三月十四日(土曜日) 午後三時から午後五時まで	旭市海上公民館(旭市高生一番地)

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月三日から七月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三日から七月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

習志野四丁目商業施設

船橋市習志野四丁目二、〇一九番地一ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 大和ハウスリアルテイマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二一号
 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二ほか
 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二ほか
 5 変更年月日
 令和七年九月二十六日
 二 届出年月日
 令和七年十月三十日
 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和八年三月三日から七月三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三日から七月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月三日
 千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 晴山物産ショッピングビル
 松戸市五香八丁目四四番地七ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 晴山物産株式会社 代表取締役 武田好弘
 松戸市五香四丁目二二番地の五九
 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二ほか
 東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号ほか
 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊ほか

東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号ほか
 5 変更年月日
 令和六年十一月十五日ほか
 二 届出年月日
 令和七年九月三日
 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和八年三月三日から七月三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三日から七月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月三日
 千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アトレ松戸
 松戸市松戸字亀井一、一八一番地五ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一
 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか
 東京都八王子市八日町一番一一号ほか
 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか
 東京都八王子市八日町一番一一号ほか
 5 変更年月日
 令和七年九月十二日ほか
 二 届出年月日
 令和七年十二月五日
 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和八年三月三日から七月三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三日から七月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 セブンパークアリオ柏
 柏市大島田一丁目六番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 吉岡史人
 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 谷司朗
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 吉岡史人
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
 東京都千代田区二番町八番地八ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
 東京都千代田区二番町八番地八ほか
- 7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和七年四月一日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和七年八月十七日ほか

二 届出年月日

令和七年十月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和八年三月三日から七月三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月三日から七月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アクロスモール新鎌ヶ谷
 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目一二番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか
 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか
 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか
- 5 変更年月日
 令和七年八月八日ほか

二 届出年月日

令和七年十月十七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更
 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（令和七年八月十九日付け千葉県公告）で公告した資格審査及び等級区分について、次のとおり変更する。
 令和八年三月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更前の第七 資格審査及び等級区分の三
 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに別に知事が定める発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

二 変更後の第七 資格審査及び等級区分の三
 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

6 その他工事	六百万円未満	注	金	額	等級
	六百万円以上 三千万円未満				
	三千万円以上				
	六百万円以上				
5 管工事	六百万円未満	注	金	額	等級
	六百万円以上 二千万円未満				
	二千万円以上				
	六百万円以上				
4 電気工事	千五百万円未満	注	金	額	等級
	千五百万円以上 三千万円未満				
	三千万円以上				
	千五百万円以上				
3 舗装工事	六百万円未満	注	金	額	等級
	六百万円以上 二千五百万円未満				
	二千五百万円以上 一億円未満				
	一億円以上				
2 建築一式工事	六百万円未満	注	金	額	等級
	六百万円以上 二千五百万円未満				
	二千五百万円以上 八千万円未満				
	八千万円以上				

六百万円未満	注	金	額	等級
六百万円以上 二千五百万円未満				
二千五百万円以上				
六百万円以上				

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
 令和八年三月三日白井市の変更に係る印西都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
 令和八年三月三日
 千葉県知事 熊谷 俊人

令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。
 なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。
 令和八年三月三日
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 試験日時
- 1 学科の試験
- (一) 二級建築士試験
 令和八年七月五日(日曜日) 午前十時十五分から午後五時二十分まで
 木造建築士試験
 令和八年七月二十六日(日曜日) 午前十時十五分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験
- (一) 二級建築士試験
 令和八年九月十三日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで
 木造建築士試験
 令和八年十月十一日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所
- 1 学科の試験
- (一) 二級建築士試験
 習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス

受験申込みの受付期間内にその旨を申し出ること。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月3日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

入札公告の取消し

令和8年2月27日(県報第14121号別冊3ページ)「千葉県一時保護所学習支援業務委託 一式」の入札公告を取り消す。

令和8年3月3日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月3日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月3日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月3日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

(二) 木造建築士試験
習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス

2 設計製図の試験
(一) 二級建築士試験
習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス
木造建築士試験
習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス

三 受験申込方法等
新規受験者を含めた全ての者が原則としてインターネットによる受験申込を行うこと。

1 受験申込みの受付期間等
受付期間は令和八年四月一日(水曜日)から十四日(火曜日)までとし、受付時間は受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時までとする。

2 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込が行えない場合には、令和八年四月七日(火曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話番号〇五〇(三六四五)八四二二)に申し出ること。

四 設計製図の試験の課題
設計製図の試験の課題は、次の区分に応じそれぞれ次に定める日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において公表する。

1 二級建築士試験 令和八年六月二十四日(水曜日) (予定)
2 木造建築士試験 令和八年七月八日(水曜日) (予定)

五 合格者の発表等
合格者の発表等は、次の区分に応じそれぞれ次に定める日に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

1 学科の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験) 令和八年八月二十四日(月曜日) (予定)
2 設計製図の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験) 令和八年十二月三日(木曜日) (予定)

六 その他
受験に際し、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 三七円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三) 二六五八